

市有財産（土地）売却一般競争入札要領

1. 入札に付する物件

(1) 名称

物件番号	名 称
-	山本方面隊第1分団第1部屯所跡地

(2) 土地

物件番号	所 在	地 目	地積（実測面積）
-	三豊市山本町辻字道下329番8	宅 地	46.27 m ²

※ 測量・境界確定済みです。

※ 物件の概要は、別紙「物件調書」をご覧ください。

2. 重要事項

- (1) 本物件は、昭和35年11月から令和2年3月まで山本方面隊第1分団第1部屯所用地として使用されていました。屯所の建物は令和4年度に解体済みです。
- (2) 本物件には、地中にコンクリート構造物（2,400×2,200×950mmの直方体）が存在します。屯所の建物解体工事を実施した際に判明しましたが、当該構造物は北東側の隣地にある家屋の基礎に隣接しており、また北西側の水路の側壁になっているため、撤去により両面が崩壊するなど悪影響を与える可能性が高いことから、地中に存置しています。
- (3) 屯所の建物は、令和4年度に適切に解体工事を実施していますが、(2)のコンクリート構造物以外に、本物件の売却に際して、本物件内の地中埋設物の有無については調査していません。契約者に現状有姿のまま、本物件を引渡すものとします。引渡し後、地中埋設物の存在が判明した場合を含め、地中に存在するものに関する一切の費用について、三豊市はその賠償の責めを負わないものとします。
- (4) 本物件は、財田川の洪水浸水想定区域及びため池氾濫浸水想定区域に該当します。
- (5) 排水の放流については地元水利と協議が必要です。
- (6) 本物件内に水道メーターボックスが1個存在します。撤去又は移設が必要な場合の手続き及び費用は、すべて契約者の負担となります。
- (7) 建築に関しての法令等に基づく制限、諸規制、不動産取得税（香川県税）等については、関係機関にお問い合わせください。
- (8) 本物件の利用に関し、あらゆる関係法令を遵守してください。
- (9) 本物件の利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて契約者において行っていただきます。
- (10) 予告なく入札の中止又は内容変更をすることがあります。

3. 予定価格

予定価格（最低売却額）は、下記のとおりとします。

物件番号	予定価格（最低売却額）
-	380,000円

4. 現地確認等

- (1) 当該売却は現状有姿での引渡しとしますので、入札参加希望者は、必ず現地の確認及び諸規制についての調査を行ってください。現地確認及び諸規制についての調査をしていない場合は、入札に参加できません。

なお、現地確認は市担当者の同行が必要です。希望者は必ず事前予約をしてください。

三豊市総務部管財課 公共施設再配置推進室

TEL 0875-73-3003

- (2) 現地確認日は令和6年4月5日（金）から令和6年5月10日（金）の間とします。
ただし、土日、祝日を除く。

5. 質疑・回答

本公告に関する質疑については、電子メール又はFAXにて提出してください。

本要領「4. 現地確認」で規定する現地確認をしていない場合は、質疑できません。

質疑に対する回答は、三豊市ホームページ（本件公告欄）で公表するものとし、質疑提出者への個別回答は行いませんのでご注意ください。

なお、回答書に質疑提出者の名称等を記載することはありません。

- (1) 質疑受付期間

令和6年5月1日（水）午前9時から令和6年5月10日（金）午後4時まで。

ただし、土日、祝日を除く。

- (2) 送信先

三豊市総務部管財課 公共施設再配置推進室

E-mail kanzai@city.mitoyo.lg.jp

FAX 0875-73-3022

※確認のため送信した旨電話連絡をしてください。電話連絡のない質疑は無効とします。

- (3) 回答

令和6年5月15日（水）午前9時から令和6年5月21日（火）午後4時まで掲載

※質疑が無い場合、ホームページへの掲載はありません。

6. 入札参加資格

- (1) 本要領の内容を承諾し、順守できる個人又は法人。

- (2) 次のいずれにも該当しない者。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号に規定する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

② 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過していない者。

【注意】施行令第167条の4第2項各号は、次のとおりです。

1. 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
2. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
4. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検

- 査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 5. 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 6. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 7. この項（この号を除く）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- ④ 地方自治法第238条の3第1項に規定する本市の公有財産に関する事務に従事する職員
- ※ 申込書を提出した者でも、資格審査によりお断りする場合があります。その場合、審査結果に関する異議等については、一切応じないものとします。
- ※ 入札参加者資格確認のため関係機関に照会する場合があります。

7. 入札参加申込受付期間及び場所

- (1) 受付期間
令和6年5月27日（月）から令和6年5月29日（水）まで。
- (2) 受付時間
午前9時から午後4時まで。
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (3) 受付場所
香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
三豊市総務部管財課 公共施設再配置推進室（TEL0875-73-3003）
- ※ 申込書等は持参により提出するものとします。

8. 入札参加申込に必要な書類等

- (1) 提出書類等
- ① 市有財産（土地）売却一般競争入札参加申込書（様式1）
 - ・ 申込書類の印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 印鑑登録証明書
 - ・ 申込日前1ヶ月以内に発行されたもの。
 - ④ 住民票（個人の場合）、法人の場合は登記事項証明書（現在事項）
 - ・ 申込日前1ヶ月以内に発行されたもの。
 - ⑤ 法人の場合は別途「役員一覧」（様式3）
 - ⑥ 入札保証金納付書（様式第1号 第9条及び第31条関係）
 - ※ 上記のほか、三豊市が必要とする書類の提出を求める場合があります。なお、提出した書類は返却いたしません。
 - ※ 受付期間までに記載する書類の提出がない場合、又は不備がある場合は失格となりますのでご注意ください。
 - ※ 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とします。
- (2) 共有名義で参加する場合
所有権の共有を希望する場合は、別紙「共有者名簿」を添えて申込みをしてください。なお、共有名義で申込みをした場合、入札は代表者1名が行うこととなります。

- ※ 共有名義で参加する者は、必ず当該売却地の所有権の一部を取得する（売買契約の相手方となる。）ものとし、共有名義で参加するすべての者が参加資格条件に違反していない者でなければなりません。
- ※ 単独で参加する者は、他の共有名義の共有者になることはできません。また、同一の参加者が他の共有名義の共有者になることもできません。

9. 入札保証金

入札参加者は、入札の開始前までに下記に定める入札保証金を納付しなければなりません。

(1) 入札保証金の額

物件番号	入札保証金
-	38,000円

(2) 納付方法

本市が発行した納入通知書により、所定の金融機関で納付してください。

- ※ 入札保証金の納付には、申込時に提出いただく入札保証金納付書のほか、本市が発行する納入通知書が必要です。納入通知書の発行は、管財課で行いますので申込時にお問い合わせください。（納入通知書は資格審査後に送付します。なお、入札当日の再発行は業務の都合上行いませんので、ご注意ください。）
- ※ 落札者が納付した入札保証金は、全額を本要領「14. 契約保証金」に充当します。
- ※ 落札者以外の入札保証金は、口座振込により返還しますが、本市所定の請求書による請求があってから概ね2週間程度を要しますので、ご了承ください。（請求書様式は、入札保証金納入通知書発行時にお渡しします。）
- ※ 入札保証金に利息は付きません。

10. 入札の執行

(1) 入札の日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
-	令和6年6月20日（木）午後2時50分から	三豊市役所（危機管理センター） 2階201会議室

(2) 提出書類

- ① 委任状（様式4）
 - ・代理人が入札をする場合に限る。
- ② 入札書（様式5）
- ③ 入札保証金納入通知書の写し（金融機関の領収印があるもの）

(3) 入札にあたっての注意事項

- ① 入札書は必ず三豊市指定のものを使用してください。
- ② 入札書の入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在・名称又は商号及び代表者名）を記入し、印鑑登録印を押印してください。また、共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記と同様）を記入し、印鑑登録印を押印してください。
- ③ 代理人による入札の場合は、入札の執行前に委任状（様式4）を提出し、入札書には代理人である旨を記載するとともに、委任状に押印した使用印を押印してください。
- ④ 金額の記入は、アラビア数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ⑤ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては誤りのないように十分注意し

てください。

- ⑥ 金額以外の記入箇所について訂正がある場合は、訂正印をもって訂正してください。
- ⑦ 入札の回数は1回とします。
- ⑧ 入札書は封筒に入れ、表に件名を記入の上、印鑑登録印で封印してください。
- ⑨ 入札参加者が1者のみの場合でも入札を執行します。

11. 落札者の決定方法

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、三豊市が定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 上記(1)に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。
この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。

※ 開札後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を入札者にお知らせします。

12. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札。
- (2) 指定した時刻までに提出しなかった入札。
- (3) 所定の入札書によらない入札。
- (4) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札。
- (5) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札。
- (6) 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その全部の入札。
- (7) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合、その双方の入札。
- (8) 入札金額、入札者の氏名、押印、その他主要部分が認識し難い入札。
- (9) 入札金額を訂正した入札。
- (10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札。
- (11) 郵便等をもって送付してきた入札。
- (12) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札。
- (13) 入札保証金を納付していない者の入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札。

13. 契約の締結

落札者は、落札決定の日から7日以内に本市が指定する「市有財産売買契約書（案）」により契約を締結しなければなりません。なお、契約に必要な一切の費用は落札者の負担とします。

- (1) 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
- (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は市に帰属します。

14. 契約保証金

三豊市市有地処分規程第24条の規定による契約保証金は、本要領「9. 入札保証金」と同額とし、入札保証金を充当します。

15. 売買代金の支払方法

契約者は、契約日から起算して20日以内に、本市が発行する納入通知書により売買代金の全額

を納付しなければなりません。なお、契約者が既に納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

本市が発行した納入通知書により、所定の金融機関で納付してください。

※ 納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は市に帰属します。

※ 契約保証金は、その受入れ期間について利息は付きません。

※ 売買代金の分割納付はできません。

16. 所有権の移転

(1) 所有権移転

売却物件の所有権は、契約者が売買代金の全額を納付したときに移転します。所有権移転までの間は、物件の使用はできません。

(2) 所有権移転登記等

所有権移転登記は、売買代金の完納後に三豊市が行いますが、所有権移転登記に必要な登録免許税等のほか、売買契約書に貼付する収入印紙を含め、本契約の締結及び履行に関する必要な一切の費用は、契約者の負担となります。

※ 共有名義で売買契約を締結した物件は、当該共有名義で所有権移転登記を行います。

17. 契約の解除

契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

(1) 申請を偽りその他不正の手段によって行ったとき。

(2) 入札参加資格要件を欠くとき。

(3) 売買代金を指定期日までに納付しないとき。

(4) 契約に定める義務を履行しないとき。

18. 用途制限

(1) 契約者は、所有権移転の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

(2) 契約者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。

(3) 契約者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供することはできません。

(4) 契約者は、本物件を第三者に売却する場合、第三者に貸す場合又はその他名目を問わず使用収益させる場合、上記(1)～(3)の規定を第三者に義務づけさせなければなりません。

(5) (4)の規定は、当該第三者（当該第三者からさらに譲り受ける者等を含む。）がさらに売却する場合、賃貸する場合又はその他名目を問わず使用収益させる場合に準用します。

19. その他

(1) 入札の実施及び契約の締結は、地方自治法、同施行令及び本市の定める規則等法令の定めるところによるもののほか、この要領に基づき行います。

(2) 入札の公正を期するため、入札参加状況等に係る問い合わせについては、お答えしません。

(3) 入札結果（落札額等）については、三豊市ホームページで公表します。

20. 問い合わせ先

この入札についてのお問い合わせは下記までお願いします。

三豊市総務部管財課 公共施設再配置推進室

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

電話：0875-73-3003

(様式1)

令和 年 月 日

三豊市長 山下 昭史 様

申込者 住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名) _____ ⑩

電話番号

共有者の有無 有 ・ 無

※共有者名義で申込まれる場合は、代表者について記入し、
別紙「共有者名簿」を添付してください。

市有財産（土地）売却一般競争入札参加申込書

下記、市有財産（土地）売却一般競争入札に参加したく、本要領の内容を了承のうえ、申込みします。また、本要領に定める入札参加資格を満たしていないことが判明した場合は、本入札に関して三豊市が行う一切の措置について異議申立てはいたしません。

1 入札件名 市有財産（土地）売却（山本方面隊第1分団第1部屯所跡地）

2 添付書類

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 誓約書（様式2） | 1部 |
| (2) 印鑑登録証明書 | 1通 |
| (3) 住民票（法人にあっては登記事項証明書） | 1通 |
| (4) 役員一覧（様式3）（法人の場合のみ） | 1部 |
| (5) 入札保証金納付書（様式第1号） | 1部 |

3 本物件の利用目的（予定）

※申込者の印鑑は、印鑑登録された印鑑をご使用ください。

※共有名義での申込みの場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決めていただき、上記の申込者欄には、その代表者の氏名をご記入ください。また、別紙「共有者名簿」には、代表者を除く共有者全員について記入してください。

※「3 本物件の利用目的（予定）」の欄には、申込み時点で予定している物件の利用方法について記入してください。

別紙「共有者名簿」

※共有名義で申込みの場合に「参加申込書」に添付してください。

※使用する印鑑は、印鑑登録印を押印してください。

【共有者】共有名義で登記する場合

住 所 (所在地)	〒 ー
氏 名 (名称又は商号)	(TEL) ⑩
持分割合	
住 所 (所在地)	〒 ー
氏 名 (名称又は商号)	(TEL) ⑩
持分割合	
住 所 (所在地)	〒 ー
氏 名 (名称又は商号)	(TEL) ⑩
持分割合	
住 所 (所在地)	〒 ー
氏 名 (名称又は商号)	(TEL) ⑩
持分割合	
住 所 (所在地)	〒 ー
氏 名 (名称又は商号)	(TEL) ⑩
持分割合	

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

㊞

私は、市有財産（土地）売却一般競争入札に参加するに当たり下記のことを誓約します。

1. 私は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札において、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過していない者。
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者。
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員。
2. 私は、本件一般競争入札の落札者として決定された後において、前項に規定する事項に反する事実が判明した場合は、当該落札者としての決定を取消され、売買契約を締結しないこととされても、一切の異議、苦情を申し立てません。
3. 前項により、売買契約を締結しないこととされた場合において、私が納付した入札保証金が三豊市に帰属することを認め、その返還を求めません。
4. 共有名義においては、当該「市有財産（土地）売却一般競争入札参加申込書」の申込者を代表者とし、次の権限を委任します。

(委任事項)

 - 一. 入札参加申込に係る一切の権限
 - 二. 保証金の納付及び返還に係る受領の権限
 - 三. 入札等に関する一切の権限
 - 四. 代金納付に関する一切の権限
 - 五. 権利移転に関する一切の権限
 - 六. 上記一から五に付帯する一切の権限
5. 落札した場合、当該「市有財産（土地）売却一般競争入札参加申込書」に記載の事項及び売買金額を三豊市議会に報告されることに同意します。

※ 誓約書に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

※ 共有名義とする場合は、共有者がそれぞれ1枚ずつ提出してください。

(様式3)

※法人による入札の場合に提出

役 員 一 覧

法 人 名	
所 在 地	

役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	住所	生年月日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日
		男・女		T S H 年 月 日

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記載してください。

様式第 1 号（第 9 条及び第 31 条関係）

入札保証金納付書

納付金額				¥	万	千	百	十	円
					3	8	0	0	0

	種類	記号番号	額面金額	枚数	納付金額	備考
内 訳	現金				¥38,000-	※市有財産（土地）売却（山本方面隊第 1 分団第 1 部屯所跡地）入札保証金
	証券					
	計				¥38,000-	
内容の概略						

上記のとおり納付します。

令和 年 月 日

受入決定権者 様

住所

納付者

氏名

（法人名及び代表者名）

印

- 備考 1 納付金額については、頭書に¥の記号を付記すること。
 2 納付金額は、訂正しないこと。
 3 附属利札があるときは、備考欄に枚数及び必要な事項を付記すること。

(様式4)

委 任 状

令和 年 月 日

三豊市長 山下 昭史 様

(委任者) 住 所
(所 在 地)

氏 名
(法人名及び代表者名) _____ ⑩

私は、_____ を代理人と定め、下記の市有財産（土地）
売却一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 入 札 日 | 令和 年 月 日 |
| 2 入 札 件 名 | 市有財産（土地）売却（山本方面隊第1分団第1部屯所跡地） |
| 3 代理人使用印鑑 | |



※ 代理人が入札する場合は、入札執行までに提出してください。

(様式5)

入 札 書

1. 入札件名 市有財産（土地）売却（山本方面隊第1分団第1部屯所跡地）

2. 入札金額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

三豊市契約規則及び市有財産（土地）売却一般競争入札要領を承知の上、入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

氏 名

(法人名及び代表者名) ㊞

代理人氏名

(代理人が入札する場合) ㊞

三豊市長 山下 昭史 様

備考

- (1) 入札金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに、頭書に㍻の記号を付記すること。
- (2) 入札金額を訂正しないこと。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書に代理人の記名・押印（委任状に使用した印）をすること。

市有財産売買契約書（案）

物 件 調 書				物件番号	3
名 称		山本方面隊第 1 分団第 1 部屯所跡地			
土地	所在地	三豊市山本町辻字道下329番 8			
	地 積	登 記 簿	46.26㎡	地 目	宅 地
		実 測	46.27㎡		
接面道路の幅員及び 状況		南東側	幅員約6.5mの市道に接する。		
法令等 に基づ く制限	都 市 計 画 法		適用なし		
	建 築 基 準 法	用 途 地 域	なし		
		建 ぺ い 率	なし		
		容 積 率	なし		
		防 火 指 定	なし		
		そ の 他	なし		
	そ の 他 の 法 律		なし		
私道負担等に関する 事項		負 担 の 有 無	無	負担の 内 容	
供給処理施設の状況		区 分	配管等の状況		事 業 所 名
		電 気	未整備		
		上 水 道	有	香川県広域水道企業団	
		下 水 道	未整備		
		都 市 ガ ス	未整備		
交 通 機 関		J R	本山駅		約5.5km（道路距離）
		高 速 道 路	さぬき豊中 I C		約5.3km（道路距離）
参 考 事 項	・実測面積にて現状有姿での売買となります。 ・本物件は、令和 3 年度に測量・境界確定済みです。				

※この物件調書は当該土地の状況等を説明するものであり、権利関係を確定するものではありません。